

東京都国民保護計画変更案の概要

1 現行計画の概要

「東京都国民保護計画」は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、都が迅速・的確に都民を保護するためにあらかじめ策定する計画。

国民保護法（平成16年9月施行）に基づき、平成18年3月に策定

<主な内容>

- ・ 想定する事態（武力攻撃や大規模テロ等の事態）
- ・ 平素からの備え（都の組織・体制や避難・救援に必要な備えなど）
- ・ 住民の避難と救援（警報の通知、避難の指示、避難所での救援等の措置）
- ・ 被害の最小化（電気、ガス、鉄道施設等の安全確保措置や消火・救助救急活動など）
- ・ 大規模テロ等への対策（平素からの取組、テロ発生時の対処など）

2 計画変更の方針等

○ 変更の方針

策定後約9年経過しており、状況変化や国の基本指針を反映させる必要があるため、総務省消防庁との協議を踏まえ、今年度中に変更する

○ 変更の基本的視点

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、テロ対策を充実すること
- ・ 国の基本指針の変更内容を反映すること

○ 変更の手続

- ・ 国民保護協議会に諮問し、都における変更案を取りまとめ
- ・ 国との協議を経て、閣議決定し、その後知事決定

3 計画変更の主な内容

I テロ対策の充実

- 「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」による連携体制（201 頁）
「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成 20 年 11 月発足）」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む
- 庁内の体制強化（201 頁）
「東京都テロ等対策連絡調整会議（平成 26 年 8 月設置）」を運営し、都が管理する施設等におけるテロ等対策の検討や危機情報の共有など、全庁横断的な連絡調整等に取り組む
- テロに関する情報収集（202 頁）
テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める
- 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定（202 頁）
「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする

II 国の基本指針の変更等の反映

- Em-Net、J-ALERT の活用（34 頁）
国の防災機関との通信連絡に、「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を活用する旨を規定する
- 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加（79 頁）
国の現地対策本部長が、現地対策本部と関係地方公共団体による「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合、都対策本部も参加し相互協力に努める
- 避難先の道府県知事への事務の委託（136 頁）
避難先の道府県知事が避難住民の輸送手段を確保する場合は、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として避難先の道府県知事に対し事務の委託を行う
- 安否情報システムの活用（162 頁）
安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を活用する旨を規定する